

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

北杜市は山梨県の北西部に位置し、市北部に八ヶ岳、北東部に瑞牆山、東部に茅ヶ岳、南西部に甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスといった全国有数の山々に周囲を囲まれ、総面積 60,248ha と県下最大の面積を有している。

その地形は、八ヶ岳及び茅ヶ岳山麓の火山性台地から形成され塩川が流れる緩傾斜部分と、甲斐駒ヶ岳などの高峰と釜無川の沖積平野からなる急傾斜部分とに大まかに分けることができ、それら地域を両河川の浸食により形成された七里岩の断崖が隔てている。また、その土壌の大部分は褐色森林土で占められるが、八ヶ岳や駒ヶ岳の高海拔地域では広い範囲にわたりポドゾル（酸性土壌）が見られる。

市内の森林面積は 45,848ha（森林率 76%、人工林率 34%）であり、その構成を特徴別に見ると、

- ① 所有形態別：県有林 30,614ha、公有林 418ha、財産区有林 762ha  
私有林 14,054ha（県有林の植樹用貸地は私有林を含む）
- ②人工林樹種別：杉 1%、ヒノキ 8%、アカマツ 20%、カラマツ 61%、クヌギ・コナラ・ミズナラ 1%、  
その他針葉樹 4%、その他広葉樹 5%
- ③人工林齢級別：Ⅰ～Ⅳ齢級 3%、Ⅴ～Ⅷ齢級 9%、Ⅸ～Ⅹ齢級 15%、ⅩⅠ齢級以上 73%
- ④公園等指定面積：国立公園 9,840ha、国定公園 4,294ha、県立自然公園 3,733ha

となっており、自然公園等に指定された原生的な天然生林やカラマツ人工林を中心とした県有林が比較的標高の高い地域に広がり、住民生活に密着した二次林、アカマツ人工・天然林、カラマツ人工林から構成される所有規模の小さな私有林が、市街地や集落周辺を中心に広がっている。

このように森林に恵まれた環境を有する一方で、林業生産活動は低迷しており、令和 2 年度の主伐面積は 91.20ha となっているが、このうち 11.13ha は太陽光や住宅地等への転用となっている。また、除間伐については、Ⅲ～Ⅷ齢級の未間伐林のほか、間伐が実施されないまま高齢級化している森林も多く存在している状況にある。このことから、未間伐林の早急な解消と高齢級林の適正な管理を行っていく必要がある。

また、薪炭利用等が行われてきた二次林（いわゆる「里山」）についても、高度経済成長期以降、燃料又は生活利用が低下したことにより、適正な保全管理がなされず高齢級化が進んでいる森林が増えている。そのような森林は、ナラ枯れによる被害が懸念されるため、積極的な利用が必要である。

本市には、ユネスコエコパークや日本百名山に名を連ねる甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳、金峰山・瑞牆山などの山々があり、そこから発する日本の名水尾白川、八ヶ岳南麓高原湧水群、金峰山・瑞牆山源流、精進ヶ滝といった清らかな水環境は健康、生活、産業といったあらゆる活動の根幹に関わる大切な資源である。そこで、本市の水を守り育むため、平成 27 年 5 月に世界に誇る「水の山」宣言を行った。森林整備においてもこの宣言の趣旨を踏まえ、多様な森林を育成し、水源涵養や国土保全、生物多様性の保全等の多面的機能を十分に発揮するために、林齢や樹種、施業方法等に応じた管理・整備を図っていくことが重要である。

本計画ではこれらの基本的な方向、推進方策等について示すこととする。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、並びに木材生産の各機能の発揮を図るための森林整備を行う必要があり、森林が有する機能を持続的に発揮する上で望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

#### ①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### ④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

#### ⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

#### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

#### ⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

### ①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### ② 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

### ③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

### ⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の人工林資源は充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った総合的な林業施策を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期の受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や択伐が増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、天然力を活用した更新も検討し、適切な更新方法を選択する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合等の林業経営体を中心に森林所有者、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、市林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

さらに、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税（以下「本税」という）に関する法律が施行され、本市においても本税が譲与されることになったことから、森林整備とその推進に本税の活用を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モ ミ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50	15

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとする。

なお、主伐を行うに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

### 3 その他必要な事項

- ① 木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。
- ② 林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。
- ③ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、溪畔林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意することとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クリ、キハダ、ミズナラ、カエデ、サクラ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他広葉樹

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策に資する苗木の利用に努めるものとする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ		3,000	
広葉樹		3,000～6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。
植付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムを検討するとともに、苗木の選定については、小花粉のスギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。 (1) 裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘

	<p>り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>(2) ポット苗を植栽する場合</p> <p>ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p> <p>(3) コンテナ苗を植栽する場合</p> <p>植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。</p> <p>乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。</p>
植栽の時期	<p>根が成長を開始する早春が最適である（特に広葉樹は芽が開かない早春が最適）。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。</p> <p>ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。</p>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算し5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届け出において、5ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には、現地確認等により天然更新の実施の可否を判断する。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、その他ぼう芽力の強い高木性広葉樹

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

#### 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000 本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、50cmとする。

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

### ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

#### 天然更新完了の判断基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齡林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然林更新完了基準書の作成の手引き(解説編)」による。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、伐採後5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。

・ささ類が林床を一面に被覆している森林

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内にあって森林保健施設設置が見込まれるものは除く。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

#### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る)とする。

### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

#### その他間伐及び保育の基準

##### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法（%、本）		
			初回	2回目	3回目	4回目以降	（間伐率（本数））		
							間伐本数		
						初回	2回目	3回目	
スギ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～18	19～26	27～32	長伐期施業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～22	28～32	長伐期施業		(30～40) 800～1,000	(35～45) 600～800	
ヒノキ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	16～22	23～29	30～36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～24	30～36	長伐期施業		(20～35) 600～800	(30～40) 500～700	
アカマツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	4,000	16～20	21～26	27～32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
カラマツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～18	19～26	27～32		(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～40) 300～500

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちの標準的な方法、実施すべき時期等については、以下のとおりとする。

### (1) 下刈り

造林木の高さが雑草類の草丈の1.5倍程度になるまで行うこと。（実施時期：6月上旬～8月上旬を目安とする。）

### (2) つる切り

下刈り終了後除伐までの間、つる類の繁茂の状況に応じて適時適切に行うこと。（実施時期：6月～7月を目安とする。）

### (3) 除伐

下刈り終了後から間伐実施前までに、造林木の成長が阻害されている箇所について1～2回程度行うこと。

### (4) 枝打ち

根本直径6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に成長した時期に地際から4m～6m程度まで3～4回程度行うこと。なお、枝打ちは除間伐実施時期と同時に行うなど省力化を図ること。（実施時期：12月下旬～3月上旬を目安とする。）

	実施すべき作業と標準的な林齢																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下	下	下	下	下	下	つ		除枝		つ		除枝	間伐実施時期						
ヒノキ	下	下	下	下	下	下	つ		除枝		つ		除枝	間伐実施時期						
カラマツ	下	下	下	下	下	つ		除		つ		除	間伐実施時期							

※1 表中の「下」、「つ」、「除」、「枝」はそれぞれ、下刈り、つる切り、除伐、枝打ちを表す。

※2 本表は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施すること。

## 3 その他必要な事項

### (1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

また、植栽木の選定においては、可能な限り花粉の少ない品種を選ぶこととする。

### (2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施にあたっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数(Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数0.8を基準とする。 初回間伐については収量比数0.7前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数＝（森林の立木の単位面積当たりの材積）／（樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積）

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積

( $R_y = 0.8$  となる材積)

単位:材積 $m^3/ha$

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在地等

1及び3に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在地等は、参考資料のとおりとする。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クスギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60	25

※その他広葉樹のうち、ウルシについては概ね15年とする。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クスギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100	50

**2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

(2) 森林施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。

主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにする。

また、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

なお、特に効果的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

### **3 その他必要な事項**

該当なし

別表 1

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 県有林は植樹用貸地を除く

区 分	森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (a)	421～454, 455-1, 455-2, 456～477, 478-2, 479-1, 479-2, 480～487, 488-1, 488-2, 489-1, 489-2, 489-3, 490～505, 506-1, 506-3, 507～525, 526-1, 526-3, 527, 528, 529-1, 529-2, 529-3, 530, 531, 532-1, 532-2, 532-3, 532-4, 533～537, 538-1, 538-2, 539～541, 542-1, 542-2, 543～551, 552-1, 552-2, 553～564, 565-1, 566～568, 569-1, 569-2, 570～577, 578-1, 578-2, 579～583, 584-2, 584-3, 585 林班 ただし、以下の小班を除外する (421い4, に1, へ6, 9, 11, ほ11, 422と1～4, に5, は2～15, へ2～13, 15, 423ろ1, 424い1, 425に3～5, 7, 8, 10, 12, 13, ろ2, 7～11, 426に1, は1, 427い9, 10, か1～3, た1, 3, 4, ち1～3, 7～10, と1～6, に2, 4, ぬ1, は1～5, よ1～3, 5, り1, る2, 3, 6, ろ2, 3, 5, わ1～3, 5～8, 432へ2～4, 7, ほ1～3, 9, 443イ1, に1, は2, ろ1, 447に1, 448い5, 6, 451い4, 457い1, 3, 4, 7, は1～5, ホ1, 458い10, 11, 13, 15, 17, 18, ち1, 2, と2, 3, 8, に3～5, 13, 19～21, ほ1, 459い1, 11, 13～15, 17, と1～3, は3, 4, へ1～4, ほ24, 460い5, 6, と1～3, に1, 2, 4～6, 8, は1～9, 12, へ1, 2, ほ1～7, ろ2～5, 461は3, 4, 10, ろ2, 6～8, 10, 466に6～8, ほ5, 9, ろ2, 6, 467ろ2～4, 9, 469ろ1, 471い1, イ1, い2～7, に1, は1, ほ2～8, ろ1, 472い1, 3, ろ1, 473い1～6, ろ1, 3～5, 474い1～3, は1～4, ろ1～5, 475い2, は7, 8, 478-2い1～5, 479-1い1, 479-2い1, 2, に3～6, は1～11, ろ1～4, 480い1～14, に1～12, ほ1, 2, 4, 5, 9, 10, ろ5, 6, 482い5, 6, ろ2～5, 484い1, 2, と1～3, 5～7, に1, 3, 4, は1～21, ほ2～5, 8, 9, 11, る1～3, ろ1～7, 485い1～3, は1～6, 12～14, へ1～5, ろ1～5, 486い1, と1, へ1, 2, ほ1～4, 487い1～3, に3, は1, ほ1, 3, 5～7, ろ1～3, 488-1イ1, い1, ろ1, 488-2イ1, 2, ロ1, 489-1い1, 2, 489-2い1, 489-3イ1, 490い1～4, へ5～7, ろ1～3, 491い1～3, に1～7, は1～5, ほ1, ろ1～5, 492い1, 2, 495い10, 496ハ1, 500ろ1～6, 501い1, ロ5, 502ロ1, 503イ1, 505イ1, 506-3イ1, 510ろ1, 511は1, ろ1, 512に1, は1, へ1, ほ1, ろ1, 2, 513に1～3, ろ1, 514い1, イ1, い2, 3, 515イ1, 517と1, ト1, へ1, へ1, 3, 5～11, ホ1, ほ3, 7～9, 518イ1, い2, 5～7, ハ1, は5, ろ1～4, 519い1, 2, に1, 3～	24, 888. 35

	<p>8, は1~13, ほ2~5, 8, ろ1, ロ1, 2, 520 イ1, い1~11, に1~3, 10, 12, 13, 15, ハ1, ほ1~7, ロ1, ろ1~5, 9, 521 ほ1~4, 522 い1, イ1, い7, 8, ろ1, 2, 523 い1, 2, 4, に1, は1, 2, ロ1, 524 イ1, 3, と2~4, に1, 3, 7, は1~3, へ1~3, 5~8, ほ4, 5, ろ1~4, 525 い3~8, 11~14, に2, は3, 5, 6, 8, へ1~6, ほ1, 3, 7, 9, ろ2~6, 8, 9, 526-1 い1~3, ハ1, は2, 4~6, ほ3, 5, 528 い6, 12, 14, 531 い1, 2, 5, 9, は1~3, 5, 6, ろ1, 2, 4, 5, 532-3 い2, 3, 532-4 い1, 2, 533 い1~8, に2~11, は1, ほ2~5, 7, 9~11, ろ1~3, 8, 9, 537 ろ5~7, 538-2 い2, 3, ろ1, 2, 7, 539 ろ2, 3, 5, 8~13, 540 い2~6, 8, 9, 13, に2, 4~8, 13~15, ほ4~7, ろ1~5, 7, 9~11, 13~15, 17~24, 26, 541 い5, 6, に1, 2, 4~8, 10, は3, 6~8, ほ1, ろ1~5, 7, 11, 542-1 い1, 6, 10, に1, 2, へ2, 3, ほ2~4, ろ5, 542-2 い1, 543 い7~10, に7, 10~12, ほ1, 2, 7, 546 に2, 3, 548 い3, と4, に2, 6, 7, 10, は1, 8, へ1, 3, 5~10, ほ1~9, 12~14, ろ1, 5, 6, 9, 549 い1~5, 7, ち1~7, と1, 3, へ1~4, ほ2~4, ろ1, 2, ロ2, ろ6, 550 へ1, 2, 4, 5, ろ1~7, 551 い4, 7~9, に1, 3, は1~8, ろ1, 4, 6, 7, 9~13, 552-1 い5, 552-2 = 1, は1~4, 6~8, ほ1~3, 553 に4, 5, は4, 5, ろ4, 5, 9~11, 13, 14, 554 い5, 13, は1, 3, 4, 6, 7, ほ1, 2, 4, 5, ろ2, 5, 8~10, 12, 13, 556 い5~8, 10~12, は1~5, ろ4, 5, 7, 557 い4~7, に1~5, 8, は4, 6, 7, 9, 11, ほ2, 8, ろ7, 558 い1, 2, ぬ6, よ4, ろ1~3, 559 い4, 5, は6, 8~10, 14, ろ1, 11, 560 い1, 2, 4, 8~12, に1, 2, 5, 7, 9, 12, 15, 17~19, は1, 4, 6~8, 10, ほ1, 3~5, 8, ろ1, 3, 5~7, 561 い8, 12, 14, 16, に1, 3, 4, は1~6, 9~11, ほ4~6, 8, ろ8~11, 14, 563 い4, 6~9, に3~5, 7, 8, 12, 564 は1, ろ4~7, 565-1 い1~4, に1~3, 5, は1~7, ほ1, 2, 6, 8~10, ろ6~10, 566 い1~10, に1, 6, は1, 2, 4~8, ほ1, 3, 4, ろ1, 3, 567 い2, 4, ほ3, 4, 6, 8~10, ろ8, 568 い7, は3, 4, 6, 7, ほ2, 4, 5, 8~13, 569-1 い2~4, 6, ろ1, 569-2 い3, 570 と1~9, 11, に1, 3, 6, 7, 9, 10, は1~3, 5, 9, 10, ほ1~3, ろ1~4, 6, 7, 9~11, 571 い1~3, 5~8, と1, に1~4, 6, 7, 9, 10, は1~3, 5, へ1, 4, 5, 10, 11, ほ1, ろ1~9, 11, 572 に7, は2, 5, 6, 573 は1, 3, 4, 6, ろ1, 2, 574 い2, ろ5, 6, 575 い4~6, に1, 2, 5, は1, 3, 4, 6~8, ろ1, 2, 4, 8~14, 576 い1~5, 7, 8, 10~14, に1~11, は1, 3~10, ほ1~8, ろ1~9, 11, 577 い1~6, 8, に1, 2, 4~7, 10~14, ほ4, 5, 9, 10, 13, ろ7, 578-1 い7, 10, 12, に1, 2, は1, 2, ろ3, 4, 578-2 い2, 4, 579 い1, 7, に1, 2, 4, 9~13, は2, へ1~6, ほ1~4, 6~8, ろ2~4, 6~9, 580 い1, 5~7, 9~17, ち8~10, 14, と1~3, 5, 6, に3~6, 10~12, ぬ4~9, 11, 13~15, へ1, 3</p>	
--	--	--

		<p>～9, ほ1, 3, 4, り2～5, 8, ろ1～4, 6～21, 581 ち1, と1, に1～5, は1, 3～5, ほ1～17, り1, 2, ろ1～19, 582 い1～3, ち1～11, 16～19, 21～41, と1～5, 7, 9～11, へ1～4, ほ3～5, り1～3, ろ11, 583 い9, 11, に6, ろ1～12, 14, 15, 17, 18, 22～30, 584-2ロ1)</p>	
	<p>民 有 林 (a)</p>	<p>1～11, 104, 105, 107～119, 206～215, 222～274, 302～322, 402, 403, 407, 409, 410, 501～529, 601～608, 701～705 林班</p>	13, 743. 02
		小 計	38, 631. 37
<p>土地に関する災害の防止及び 土壌の保全の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進 すべき森林</p>	<p>県 有 林 (b)</p>	<p>421～454, 455-1, 455-2, 456～477, 478-2, 479-1, 479-2, 480～487, 488-1, 488-2, 489-1, 489-2, 489-3, 490～505, 506-1, 506-3, 507～525, 526-1, 526-3, 527, 528, 529-1, 529-2, 529-3, 530, 531, 532-1, 532-2, 532-3, 532-4, 533～537, 538-1, 538-2, 539～541, 542-1, 542-2, 543～551, 552-1, 552-2, 553～564, 565-1, 566～568, 569-1, 569-2, 570～577, 578-1, 578-2, 579～583, 584-2, 584-3, 585 林班</p> <p>ただし、以下の小班を除外する (421 い4, に1, へ6, 9, 11, ほ11, 422 と1～4, に5, は2～15, へ2～13, 15, 423 ろ1, 424 い1, 425 に3～5, 7, 8, 10, 12, 13, ろ2, 7～11, 426 に1, は1, 427 い9, 10, か1～3, た1, 3, 4, ち1～3, 7～10, と1～6, に2, 4, ぬ1, は1～5, よ1～3, 5, り1, る2, 3, 6, ろ2, 3, 5, わ1～3, 5～8, 432 へ2～4, 7, ほ1～3, 9, 443 イ1, に1, は2, ろ1, 444 ろ4, 447 に1, 448 い5, 6, 451 い4, 457 い1, 3, 4, 7, に1～12, は1～5, ホ1, 458 い10, 11, 13, 15, 17, 18, ち1, 2, と2, 3, 8, に3～5, 13, 19～21, ほ1, 459 い1, 11, 13～15, 17, と1～8, は3, 4, へ1～4, ほ24, 460 い5, 6, ち1～5, と1～3, に1, 2, 4～6, 8, は1～9, 12, へ1, 2, ほ1～7, ろ2～5, 461 は3, 4, 10, ろ2, 6～8, 10, 466 に6～8, ほ5, 9, ろ2, 6, 467 ろ2～4, 9, 469 ろ1, 471 い1, イ1, い2～7, に1, は1, ほ2～8, ろ1, 472 い1, 3, ろ1, 473 い1～6, ろ1, 3～5, 474 い1～3, は1～4, ろ1～5, 475 い2, は7, 8, 478-2 い1～5, 479-1 い1, 479-2 い1, 2, に3～6, は1～11, ろ1～4, 480 い1～14, に1～12, ほ1, 2, 4, 5, 9, 10, ろ5, 6, 482 い5, 6, ろ2～5, 484 い1, 2, と1～3, 5～7, に1, 3, 4, は1～21, ほ2～5, 8, 9, 11, る1～3, ろ1～7, 485 い1～3, は1～6, 12～14, へ1～5, ろ1～5, 486 い1,</p>	24, 888. 35

	<p>と1,へ1,2,ほ1~4,487い1~3,に3,は1,ほ1,3,5~7,ろ1~3,488-1イ1,い1,ろ1,488-2イ1,2,ロ1,489-1い1,2,489-2い1,489-3イ1,490い1~4,へ5~7,ろ1~3,491い1~3,に1~7,は1~5,ほ1,ろ1~5,492い1,2,495い10,496ハ1,500ろ1~6,501い1,ロ5,502ロ1,503イ1,505イ1,506-3イ1,510ろ1,511は1,ろ1,512に1,は1,へ1,ほ1,ろ1,2,513に1~3,ろ1,514い1,イ1,い2,3,515イ1,517と1,ト1,へ1,へ1,3,5~11,ホ1,ほ3,7~9,518イ1,い2,5~7,ハ1,は5,ろ1~4,519い1,2,に1,3~8,は1~13,ほ2~5,8,ろ1,ロ1,2,520イ1,い1~11,に1~3,10,12,13,15,ハ1,ほ1~7,ロ1,ろ1~5,9,521ほ1~4,522い1,イ1,い7,8,ろ1~7,523い1,2,4,に1,は1,2,ロ1,524イ1,3,と2~4,に1,3,7,は1~3,へ1~3,5~8,ほ4,5,ろ1~4,525い3~8,11~14,に2,は3,5,6,8,へ1~6,ほ1,3,7,9,ろ2~6,8,9,526-1い1~3,ハ1,は2,4~6,ほ3,5,528い6,12,14,531い1,2,5,9,は1~3,5,6,ろ1,2,4,5,532-3い2,3,532-4い1,2,533い1~8,に2~11,は1,ほ2~5,7,9~11,ろ1~3,8,9,537ろ5~7,538-2い2,3,ろ1,2,7,539ろ2,3,5,8~13,540い2~6,8,9,13,に2,4~8,13~15,ほ4~7,ろ1~5,7,9~11,13~15,17~24,26,541い5,6,に1,2,4~8,10,は3,6~8,ほ1,ろ1~5,7,11,542-1い1,6,10,に1,2,へ2,3,ほ2~4,ろ5,542-2い1,543い7~10,に7,10~12,ほ1,2,7,546に2,3,548い3,と4,に2,6,7,10,は1,8,へ1,3,5~10,ほ1~9,12~14,ろ1,5,6,9,549い1~5,7,ち1~7,と1,3,へ1~4,ほ2~4,ろ1,2,ロ2,ろ6,550へ1,2,4,5,ろ1~7,551い4,7~9,に1,3,は1~8,ろ1,4,6,7,9~13,552-1い5,552-2ニ1,は1~4,6~8,ほ1~3,553に4,5,は4,5,ろ4,5,9~11,13,14,554い5,13,は1,3,4,6,7,ほ1,2,4,5,ろ2,5,8~10,12,13,556い5~8,10~12,は1~5,ろ4,5,7,557い4~7,に1~5,8,は4,6,7,9,11,ほ2,8,ろ7,558い1,2,ぬ6,よ4,る1~3,559い4,5,は6,8~10,14,ろ1,11,560い1,2,4,8~12,に1,2,5,7,9,12,15,17~19,は1,4,6~8,10,ほ1,3~5,8,ろ1,3,5~7,561い8,12,14,16,に1,3,4,は1~6,9~11,ほ4~6,8,ろ8~11,14,563い4,6~9,に3~5,7,8,12,564は1,ろ4~7,565-1い1~4,に1~3,5,は1~7,ほ1,2,6,8~10,ろ6~10,566い1~10,に1,6,は1,2,4~8,ほ1,3,4,ろ1,3,567い2,4,ほ3,4,6,8~10,ろ8,568い7,は3,4,6,7,ほ2,4,5,8~13,569-1い2~4,6,ろ1,569-2い3,570と1~9,11,に1,3,6,7,9,10,は1~3,5,9,10,ほ1~3,ろ1~4,6,7,9~11,571い1~3,5~8,と1,に1~4,6,7,9,10,は1~3,5,へ1,4,5,10,11,ほ1,ろ1~9,11,572</p>	
--	---	--

		に7, は2, 5, 6, 573 は1, 3, 4, 6, ろ1, 2, 574 い2, ろ5, 6, 575 い4~6, に1, 2, 5, は1, 3, 4, 6~8, ろ1, 2, 4, 8~14, 576 い1~5, 7, 8, 10~14, に1~11, は1, 3~10, ほ1~8, ろ1~9, 11, 577 い1~6, 8, に1, 2, 4~7, 10~14, ほ4, 5, 9, 10, 13, ろ7, 578-1 い7, 10, 12, に1, 2, は1, 2, ろ3, 4, 578-2 い2, 4, 579 い1, 7, に1, 2, 4, 9~13, は2, へ1~6, ほ1~4, 6~8, ろ2~4, 6~9, 580 い1, 5~7, 9~17, ち8~10, 14, と1~3, 5, 6, に3~6, 10~12, む4~9, 11, 13~15, へ1, 3~9, ほ1, 3, 4, り2~5, 8, ろ1~4, 6~21, 581 ち1, と1, に1~5, は1, 3~5, ほ1~17, り1, 2, ろ1~19, 582 い1~3, ち1~11, 16~19, 21~41, と1~5, 7, 9~11, へ1~4, ほ3~5, り1~3, ろ11, 583 い9, 11, に6, ろ1~12, 14, 15, 17, 18, 22~30, 584-2 口1)		
	民 有 林	林班 番号	県行分収林, 台帳番号	163. 36
	(b)	114 209 210 214 215 237 240 248 255 502 518 601 603 605 706	247 457、990 245、246 138、142、186、206、387、401 58、59、172、204、205 139 60 1527 140 211、275 2189 5 797 693 22、528、609	
			小 計	25, 051. 71
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県 有 林 (c)	508 い3, 口2		5. 30
	民 有 林			

		小 計	5.30
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県 有 林 (d)	428 い 1, 5, 6, と 3, に 1~12, へ 4, ほ 8, 429 イ, 430 イ, に 1, 2, 431 い 1, 4, ち 1~4, 435 イ, ハ, ロ, ろ 1, 436 に 2, 437 に 1, 438 イ, ろ 2, 439 へ, 440 イ, ニ, ハ, ホ, ロ, 449 い 1, 456(全), 458 ロ 1~3, 465 に 1~4, は 1, 2, ろ 1~5, 466 ろ 2, 6, 467 ろ 5, 468 イ, は 1, 2, 469 は 6, 470 イ, ろ 1, 472 は 1, ロ 1, 474 は 5~8, 475 い 7~13, は 1~3, ロ 1, 477 い 1~6, ニ, ハ, へ, ホ, 486 イ, は 1, 2, 487 イ, に 1, 2, 490 に 2, 4, へ 1~4, ほ 1, 2, 492 に 1, 2, 4, 5, ハ 1, 493(全), 494(全), 495 い 1, 3, 4, イ 4, い 5, イ 5, 6, い 9, 10, ろ 1, ロ 1, ろ 2, 496 い 1, 3, イ 3, 4, い 6, 7, ろ 1~3, 497 い 2~4, 498 イ, い 1~3, は 1~4, ろ 1~15, 499 イ, い 3, ハ, ホ, ロ, 500 い 1~5, 501 ト 1, ニ, に 1~5, ハ, は 1~3, 8~13, へ 1, へ 1, へ 2~14, ホ, ほ 1~6, ろ 1, ロ 1, ろ 2~4, ロ 4, ろ 5~14, 502 い 1, 3~6, 503 い 1~6, 8, 9, ト, ニ 1, 2, に 4~9, は 4~9, へ 1, へ 1, へ 2~9, ほ 1~12, リ 1, ろ 1, ロ 1, ろ 2~5, 7, 8, ロ 9~12, 504 イ, ニ 1, へ 2, 506-1(全), 506-3 ハ, ロ, 507 い 1, イ 1~3, ハ 1, ロ 1, 508 イ, い 2, ト 1, ニ 1, ハ 1, ホ 1, リ 1, ロ 1, 509(全), 511 ホ 1, ロ 1, 512 ロ 1, 513 ア 1, い 5, 6, ウ 1, オ 1, カ, キ 1, ク 1, ケ 1, コ 1, サ 1, シ 1, ソ 1, タ 1, チ 1, ツ 1, テ, ト 1, ナ 1, ニ 1, ヌ 1, ネ, ノ 1, ヒ 1, フ 1, へ 1, ホ, マ, ム 1, メ, ヤ 1, ヌ 1, ヨ 1, ラ, リ, ル, レ, ワ 1, 515 い 1~6, ろ 1~5, 516 ハ, ほ 1, 526-1 ほ 1, 2, 526-2 イ 7~10, ろ 1, 527(全), 528 い 1, 545 イ, い 4, と 1, に 3~5, ワ, 546 に 4, は 4, へ, ホ, ろ 1, ロ 1, ろ 2, ロ 2, ろ 3, ロ 3, ろ 4, ロ 4, ろ 5~7, 547 イ, い 2, 4, は 1, ろ 3, 4, 548 い 1, 2, ホ 1~3, 554 い 8, に 3~6, 555 イ, い 2~5, 556 ろ 2, 3, 558 イ, か 2, 3, ち 1, 2, ぬ 1~3, よ 1, り 1, わ 4, 560 ロ, 574 ろ 1~4, 575 に 4, 576 は 2, 577 は 1, へ 2, 3, ろ 6, 580 と 7, 9, ほ 5~7, 582 は 1, ろ 9	4,815.42
	民 有 林 (d)	3 林班 2723, 2724, 2725, 2725-2, 2726~2728, 2730~2732, 2734-2, 2734-3, 2739, 2740-1, 2740-2, 2741, 2742 2743-1, 2743-2, 2744-1, 2744-2, 2747-1~3, 2748-1, 2748-2, 2751, 2752-1, 2752-3, 2753, 2754-1, 2754-3, 2755-1, 2755-2, 2756-2, 2757, 2758, 2760, 2761, 2762-1, 2762-2, 2762-3, 2763, 2765-2, 2766-2, 2766-3, 2766-4, 2767, 2735-1, 228 林班 10663	5.34
			小 計

うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (e)	437 に 1, 438 イ, ろ 2, 439 へ, 440 イ, ニ, ハ, ホ, ロ, 486 イ, は 1, 2, 487 イ, に 1, 2, 493 イ, い 1~3, ロ, ろ 1~3, 494 い 1~5, 495 い 1, 3~5, 9, 10, 496 イ 3, ろ 3, 497 い 2~4, 498 イ, い 1~3, は 1~4, ろ 1~15, 500 い 1~5, 501 に 1~4, は 1, 2, 8~13, 502 い 1	0.00
	民有林 (e)		
	小 計		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (f)	421~427, 432, 443, 444, 447, 456~461, 469, 471~475, 478-2, 479-1, 479-2, 480, 482, 484~487, 488-1, 488-2, 489-1, 489-2, 489-3, 490~492, 500, 501, 505, 510~514, 517~525, 526-1, 526-2, 526-3, 528, 531, 532-3, 532-4, 533, 535, 537, 538-2, 539~541, 542-1, 542-2, 543, 546, 548~551, 552-1, 552-2, 553, 554, 556~561, 563, 564, 565-1, 566~568, 569-1, 569-2, 570~577, 578-1, 578-2, 579~583, 584-2, 584-3, 585 林班	16,077.58
	民有林 (f)	1~11, 101~119, 201~274, 301~322, 401~410, 501~531, 601~608, 701~707 林班	15,667.95
	小 計		31,745.53
うち特に効率的な施業が可能な森林	県有林		
	民有林		
小 計			

別表2

※県有林は植樹用貸地を除く

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		県有林	【別表1】県有林(a)に示す区域全て	24,888.35
		民有林	【別表1】民有林(a)に示す区域全て	13,743.02
	小 計			38,631.37
長伐期施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林		
	小 計			—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	県有林	別表1：県有林(b)及び(c)及び(d)に示す区域全て(ただし、(d)のうち、(e)の区域を除く)	23,893.48
		民有林	別表1：民有林(b)及び(d)に示す区域全て	5.34
		小 計		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林	別表1：県有林(e)に示す区域全て	1,067.18
		民有林		
		小 計		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林		
	小 計			0.00

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

本市の森林面積の約 31%を占める個人森林所有者の所有森林の多くは 5ha 未満の小規模で、かつ分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、必要に応じて、森林所有者、集落リーダー、森林組合等職員、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレストナー）、及び市職員等が参加する会合等の開催を推進し、この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図っていくものとする。さらに、森林組合等の林業経営体が森林所有者から委託を受けて、施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林経営計画を作成するものとする。

### **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施について、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを行い、意欲ある森林所有者、森林組合等の林業経営体への長期の施業等の委託を推進する。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成を促進し計画的な施業の実施につなげる。

### **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等の林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採などの立木竹の育成ができるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林所有者への意向確認により、森林所有者が自ら森林の経営管理を行えないことが明らかになった場合には、整備を要する森林について森林経営管理制度を活用し本計画に定められた施業の方法に沿った森林整備を実施する。

### **5 その他必要な事項**

該当なし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合等の林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、森林所有者等、集落リーダー、森林組合等職員、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）及び市職員等が参加する会合を通じて、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、森林組合等の林業経営体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。
- ③ 共同施業実施者のひとりが①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	35 以上	50 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	25 〈15〉 以上	35 〈35〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系 作業システム	20 〈15〉 以上	0 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) 〈 〉 書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表1及び表2を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表1 低コスト作業システムの分類例 (富士川上流地域森林計画書より転載)

①	ハーベスタ+ (グラップル) +フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル (ウィンチ) 木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+ (グラップル) +スキッダ+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+ (フォワーダ)	

表2 低コスト作業システム選択表 (富士川上流地域森林計画書より転載)

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	

	中	③	
		⑥	架線系
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に作業路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、該当なし。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

#### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

別表

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	小淵沢町長坂町	大平	0.5	112		1	
〃	〃	〃		篠鉢山	0.3	89		2	
〃	〃	〃		加久保沢	0.3	53		3	
〃	〃	〃		笠無	0.3	87		4	
〃	〃	〃		瑞牆平	0.3	96	○	5	
〃	〃	林業専用道	小淵沢町長坂町	大平2号支線	0.8	23	○	6	
〃	〃	〃	大泉町	井富1号支線	0.5	23		7	
〃	〃	〃	須玉町	和田1号支線	0.3	31	○	8	
〃	〃	〃	須玉町	観音峠大野山2号支線	1.7	101	○	9	
〃	〃	〃	須玉町	三沢1号支線	0.4	13		10	

"	"	"	須玉町	三沢2号支線	0.4	13		11	
"	"	"	須玉町	三沢3号支線	0.3	10		12	
"	"	"	須玉町	松平1号線	0.5	32		13	
"	"	"	須玉町	松平1号支線	0.6	45		14	
"	"	"	須玉町	黒森1号支線	0.5	32		15	
"	"	"	須玉町	本谷釜瀬1号支線	0.5	26		16	
"	"	"	須玉町	本谷1号支線	0.6	32		17	
"	"	"	須玉町	檜山1号支線	0.5	54	○	18	
"	"	"	須玉町	檜山小森川1号支線	0.5	48		19	
"	"	"	須玉町	檜山小森川2号支線	0.3	22		20	
"	"	"	須玉町	小森川1号支線	2.5	110	○	21	
"	"	"	須玉町	金ヶ岳1号支線	0.3	26		22	
"	"	"	白州町	雨乞尾白川1号支線	0.8	80		23	
"	"	"	白州町武川町	釜無山1号支線	0.5	32		24	
"	"	"	須玉町	馬場1号支線	1.3	30	○	25	
開設 (改築)	"	林道	須玉町	日向日影	(0.2)	185			
"	"	"	須玉町	周先ヶ原	(0.2)	245			
"	"	"	須玉町	小川山	(0.3)	624			
"	"	"	須玉町	檜山	(0.1)	559			
"	"	"	須玉町	小森川	(0.1)	907			
"	"	"	明野町	茅ヶ岳	(0.2)	255			
"	"	"	大泉町	並木上	(0.1)	371			
"	"	"	長坂町	古杉川	(0.2)	808			
"	"	"	白州町	雨乞尾白川	(0.5)	2,288			
"	"	"	白州町	釜無山	(0.5)	672			
"	"	"	白州町	白須	(0.5)	72			
"	"	"	白州町	本村	(0.6)	50			
"	"	"	白州町	神宮	(0.2)	224			
"	"	"	白州町	滝道川	(0.5)	91			
"	"	"	白州町	田沢上	(0.5)	116			
"	"	"	白州町武川町	釜無川右岸	(0.5)	2,024			
小計				(16) 25	(5.2) 15.5				

拡張 (改良)	自動車道	林道	明野町	茅ヶ岳	0.5	255	○		
"	"	"	須玉町	金ヶ岳	0.5	651			

〃	〃	〃	須玉町高根町	横尾山	0.5	1,205			
〃	〃	〃	須玉町	本谷釜瀬	0.3	3,293	○		
〃	〃	〃	須玉町	前山大明神	0.5	1,136			
〃	〃	〃	須玉町	観音峠大野山	0.8	2,215	○		
〃	〃	〃	須玉町高根町	高須	0.4	211	○		
〃	〃	〃	須玉町	比志海岸寺	0.3	618			
〃	〃	〃	須玉町	日向日影	0.3	185	○		
〃	〃	〃	須玉町	檜山	0.3	559			
〃	〃	〃	須玉町	周先ヶ原	0.2	245			
〃	〃	〃	須玉町	小森川	0.3	907	○		
〃	〃	〃	須玉町	本谷	0.2	879			
〃	〃	〃	須玉町	富士見平	0.3	486			
〃	〃	〃	須玉町	小川山	0.3	624			
〃	〃	〃	須玉町	黒森	0.2	164			
〃	〃	〃	須玉町	湯沢	0.3	483			
〃	〃	〃	須玉町	檜山小森川	0.2	181			
〃	〃	〃	須玉町	奥山	0.2	159			
〃	〃	〃	須玉町	日向第2支線	0.2	86			
〃	〃	〃	須玉町	松平	0.2	346			
〃	〃	〃	須玉町	大野山	0.2	34			
〃	〃	〃	須玉町	みずがき	0.3	163			
〃	〃	〃	須玉町	大和	0.2	141			
〃	〃	〃	須玉町	神戸東小尾	0.2	95			
〃	〃	〃	須玉町	馬場	0.3	81			
〃	〃	〃	須玉町	岩下	0.2	335			
〃	〃	〃	須玉町	三沢	0.2	267			
〃	〃	〃	須玉町	松尾	0.2	80			
〃	〃	〃	須玉町	檜山伊利	0.2	97			
〃	〃	〃	須玉町	三沢高須	0.2	50			
〃	〃	〃	須玉町	和田東小尾	0.2	104			
〃	〃	〃	高根町	清里川俣	0.2	120			
〃	〃	〃	高根町	旭山	0.2	53			
〃	〃	〃	長坂町	古杉川	0.2	808			
〃	〃	〃	長坂町大泉町	並木上	0.2	371			
〃	〃	〃	大泉町	川俣	0.3	726			
〃	〃	〃	大泉町	押出	0.3	37			
〃	〃	〃	小淵沢町	下笹尾	0.3	37			
〃	〃	〃	白州町武川町	釜無川右岸	0.5	2,024	○		

〃	〃	〃	白州町	雨乞尾白川	0.3	2,288	○		
〃	〃	〃	白州町	尾白川	0.6	1,581			
〃	〃	〃	白州町	釜無山	0.6	790			
〃	〃	〃	武川町	大武川	0.2	1,345			
〃	〃	〃	白州町	桑の木沢	0.2	947			
〃	〃	〃	大泉町	内山	0.2	182			
〃	〃	〃	白州町	平久保	0.2	142			
〃	〃	〃	白州町	鳥原	0.5	186			
〃	〃	〃	白州町	横手	0.3	32			
〃	〃	〃	白州町	大坊	0.3	35			
〃	〃	〃	白州町	滝道川	0.3	91			
〃	〃	〃	白州町	神宮	0.3	224			
〃	〃	〃	白州町	流川	0.2	176			
〃	〃	〃	小淵沢町長坂町	大平	0.3	247			
〃	〃	〃	白州町	大目沢	0.2	46			
〃	〃	〃	白州町	白州中山	0.3	148			
〃	〃	〃	武川町	石空川	0.2	544			
〃	〃	〃	武川町	精進ヶ滝	0.3	1,217			
〃	〃	〃	武川町	下来沢	0.3	211			
〃	〃	〃	武川町	小林	0.2	24			
〃	〃	〃	武川町	木綿沢	0.2	176			
〃	〃	〃	武川町	大沢	0.2	106			
〃	〃	〃	武川町	武川中山	0.3	168			
〃	〃	〃	武川町	軽井沢	0.1	18			
〃	〃	〃	武川町	真原	0.1	7			
〃	〃	〃	武川町	大平	0.2	138			
〃	〃	〃	武川町	小武川	0.2	1,749			
〃	〃	〃	明野町	正楽寺三之蔵	0.2	161			
〃	〃	〃	大泉町	甲川	0.2	98			
〃	〃	〃	大泉町	後森	0.2	45			
〃	〃	〃	大泉町	井富1号	0.1	88			
〃	〃	〃	白州町	田沢	0.1	52			
〃	〃	〃	白州町	曲足	0.2	125			
〃	〃	〃	白州町	大坊	0.1	35			
〃	〃	〃	明野町	千本桜	0.3	60	○		
〃	〃	林業専用道	須玉町	観音峠大野山1号支線	0.1	66			
〃	〃	〃	須玉町	比志海岸寺1号支線	0.1	55			
小計				77	20.5				

拡張 (舗装)	自動車道	林道	明野町	茅ヶ岳	1.0	255	○		
〃	〃	〃	須玉町	金ヶ岳	0.2	651			
〃	〃	〃	須玉町	横尾山	1.0	1,205	○		
〃	〃	〃	明野町	天王原	0.2	18			
〃	〃	〃	須玉町	前山大明神	0.2	1,136			
〃	〃	〃	須玉町	日向日影	0.2	185			
〃	〃	〃	須玉町	檜山小森川	0.2	181			
〃	〃	〃	須玉町	小川山	0.2	624			
〃	〃	〃	須玉町	松平	0.2	346			
〃	〃	〃	須玉町	岩下	0.2	335			
〃	〃	〃	須玉町	つくえ	0.2	32			
〃	〃	〃	高根町	旭山	0.2	102			
〃	〃	〃	大泉町	並木上	0.2	371			
〃	〃	〃	大泉町	川俣	0.2	726			
〃	〃	〃	大泉町	唐沢	0.2	152			
〃	〃	〃	大泉町	鳴石	0.2	66			
〃	〃	〃	大泉町	大鹿	0.2	148			
〃	〃	〃	大泉町	飛沢	0.2	58			
〃	〃	〃	大泉町	熊狩富士見	0.2	23			
〃	〃	〃	大泉町	西泉	0.2	62			
〃	〃	〃	大泉町	後森	0.2	45			
〃	〃	〃	大泉町	押出	0.2	37			
〃	〃	〃	小淵沢町	下笹尾	0.2	37			
〃	〃	〃	白州町	尾白川	0.2	1,581			
〃	〃	〃	白州町	釜無山	0.2	790			
〃	〃	〃	白州町	内山	0.2	182			
〃	〃	〃	白州町	大目沢	0.2	46			
〃	〃	〃	白州町	田沢	0.2	52			
〃	〃	〃	白州町	前沢	0.2	225			
〃	〃	〃	白州町	白須	0.2	72			
〃	〃	〃	白州町	曲足	0.2	125			
〃	〃	〃	白州町	横手	0.2	32			
〃	〃	〃	白州町	大坊	0.2	35			
〃	〃	〃	白州町	神宮	0.2	224			
〃	〃	〃	白州町	田沢上	0.2	116			
〃	〃	〃	白州町	流川	0.2	107			

〃	〃	〃	武川町	石空川	0.2	544			
〃	〃	〃	武川町	小林	0.2	24			
〃	〃	〃	武川町	木綿沢	0.2	176			
〃	〃	〃	武川町	大沢	0.2	106			
〃	〃	〃	武川町	武川中山	0.2	168			
〃	〃	〃	武川町	軽井沢	0.2	18			
〃	〃	〃	武川町	大平	0.2	138			
〃	〃	〃	武川町	精進ヶ滝	0.2	1,217			
〃	〃	〃	須玉町	木賊平	0.2	161			
小計				45	10.6				

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

北杜市が作設した基幹路網については北杜市を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本市ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

県及び山梨県林業労働センターと連携して、森林組合等の林業経営体への新規就労者の確保と育成を推進する。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

##### ① 林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする。

また、山梨県林業労働センターにより実施されている林業技術、林業経営に関する技術研修等の活用、林業従事者の就労の長期化・安定化を支援する林業労働者通年就労奨励事業等を実施することにより、その育成に努めるものとする。

林業後継者等については長期的な視点を持ち、その確保につながる森林体験活動やボランティア活動等を推進していくこととする。

##### ② 林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっており、森林組合については体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓については市として検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにする。さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発に努めることとする。

#### ○活動拠点施設の整備

施設の種類	位置	規模 m <sup>2</sup>	利用組織	対図番号	備考
林業総合センター	武川町宮脇	119.0	林業従事者・峡北森林組合・一般	①	

#### (3) 林業経営体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業経営体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化、近代化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

林業作業においては、従来からチェーンソー、林内作業車、小型集材機等の機械が使用されている。一方、最近では、一台で複数の作業を行うことができる高性能林業機械が全国的に普及してきており、本市においても労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下といった面から、現地に応じた作業システム等を勘案しつつ、これらの高性能林業機械の普及、導入の促進に努めるものとする。

そのため、林業・木材産業改善資金事業や各種補助事業等で購入を検討し、林業機械の導入促進を図る。

### (2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー + ハーベスタ
造 材	市内一円	チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ/ ハーベスタ
集 材	地 拵	林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型ロングリーチグラップル スイングヤーダ

### (3) 林業機械化の促進方策

- ①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。
- ②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道路の整備を行うものとする。
- ③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、補助事業等を活用した高性能林業機械のレンタル・リースを検討とする。
- ⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の利子補給事業等による購入を検討する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、建築材等の良質材にかぎらず、未利用間伐材、林地残材等も燃料用のチップ材として利用を図るなど、木材の利用拡大を推進する。

また、しいたけ等の特用林産物については、生産量が安定し下表の施設等において積極的な販売が行われている。また、薪ストーブ等の普及から薪炭の需要も増加傾向にあることから、これらの拠点施設等の活用を引き続き行っていくこととする。

#### ○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模㎡	対図番号	位置	規模	対図番号	
特用林産物販売施設 （道の駅南きよさと）	高根町長沢	172	△	-	-	-	
特用林産物販売施設 （道の駅はくしゅう）	白州町白須	212	△	-	-	-	

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林であるものを基本とする。鳥獣害防止森林区域及び対象鳥獣を別表3に定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。鳥獣害の防止の方法について、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアまたはイに掲げる鳥獣防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置  
現地調査等による森林モニタリングの実施、忌避材による侵入・食害の  
防止対策の実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施等

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	県有林 421～423,425～428,430～434,440～454,455- I , 455- II ,456～467,471～477,478- I ,478- II ,479- I , 479- II ,480～485,486,487,488- I ,488- II ,489- I , 489- II ,489- III ,490～505,506- I ,506- II ,506- III , 507～525,526- I ,526- II ,526- III ,527,528,529- I , 529- II ,529- III ,530,531,532- I ,532- II ,532- III , 532- IV ,533～537,538- I ,538- II ,539～541,542- I , 542- II ,543～551,552- I ,552- II ,553～564,565- I , 566～568,569- I ,570～577,578- I ,578- II , 579～583,584- I ,584- II ,584- III ,585,586	27,235.95

ニホンジカ	民有林 1～11,101～118,201～273,301～307,309～322,401～410, 501～524,527,530,531,601～608,701～707	15,228.07
-------	---	-----------

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

## 2 その他必要な事項

被害防止対策の実施状況を確認する方法は、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林組合等の林業経営体や森林所有者等からの情報収集、伐採後の造林に係る森林の状況報告時における確認等とする。

また、鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

特に、本市の木である「アカマツ」について、今後被害が広がらないように、樹種転換や被害木の伐倒駆除等の適切な対策を実施し、松林を末永く保全していく。

松枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び地区保全森林といった保全すべき松林については伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けない広葉樹等に樹種転換を図ることとする。

また、ナラ枯れについては、市内では未だ発生報告はないが、令和元年度に県内で被害が確認され被害エリアが拡大していることから、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから9月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市においては、ツキノワグマ等による獣害が散発的に発生しているため、被害状況等を勘案しながら、第1と同様の防護柵の設置等、藪の刈り込み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保などの対策を実施し、被害の拡大を防止することとする。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを恩賜林保護組合にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、北杜市火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

### 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在（林班）		伐採を促進すべき理由	備考
明野町	301, 302, 304, 305, 309, 310, 311, 312, 318, 319, 320, 321	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	○皆伐・人工造林又は天然更新により転換を図ることとする。 ○上記による方法が困難な場合には斬新的な転換を図ることとする。
須玉町	218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 272		
高根町	101, 103, 104, 105, 106		
長坂町	401, 402, 404, 405, 407		
大泉町	4, 8, 9, 10, 11		
小淵沢町	703, 705, 706, 707		
白州町	504, 505, 506, 507, 518, 530, 531		
武川町	601, 602, 603, 604, 605, 607, 608		

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

特になし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるものと認められる区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積 (h a)
明野区	県有林	584-1, 584-2, 584-3, 585, 586 林班	1, 143. 24
	民有林	301～322 林班	
須玉1区 (若神子・津金)	県有林	522～525, 526-2, 527, 528 林班	2, 237. 02
	民有林	201～231 林班	
須玉2区 (江草)	県有林	570～577, 578-1, 578-2, 579～583 林班	3, 254. 19
	民有林	263～274 林班	
須玉3区 (比志)	県有林	529-3, 560～564, 565-1, 565-2, 566～568, 569-1, 569-2 林班	2, 688. 76
	民有林	244～246, 250～262 林班	
須玉4区 (小尾①)	県有林	529-1, 529-2, 530, 531, 532-1, 532-2, 532-3, 532-4, 533～537, 538-1, 538-2, 539～541, 542-1, 542-2 林班	2, 299. 68
	民有林	232～239 林班	
須玉5区 (小尾②)	県有林	549～551, 552-1, 552-2 林班	1, 130. 68
	民有林	240～243, 247～249 林班	
須玉6区 (小尾③)	県有林	543～548, 553～559 林班	3, 229. 68
	民有林		
高根区	県有林	488-1, 488-2, 505, 506-1, 506-2, 506-3, 508, 517～521 林班	2, 317. 42
	民有林	101～118 林班	
長坂区 (長坂・白州)	県有林	526-1, 526-3 林班	1, 468. 31
	民有林	401～410, 530, 531 林班	
大泉1区	県有林	482～487, 489-1, 489-2, 489-	3, 876. 48

		3,490～498 林班	
	民有林	1～11 林班	
大泉2区 (大泉・高根)	県有林	499～504, 507, 509～516 林班	2,607.97
	民有林	119 林班	
小淵沢1区	県有林	471, 472, 478-1, 478-2 林班	1,160.00
	民有林	701～707 林班	
小淵沢2区 (小淵沢・長坂)	県有林	473 ～ 477, 479-1, 479- 2, 480, 481 林班	1,281.73
	民有林		
白州1区 (白州・武川)	県有林	444～447, 450 林班	3,381.48
	民有林	501～511, 607, 608 林班	
白州2区	県有林	438～443, 448, 449 林班	2,438.72
	民有林		
白州3区	県有林	453, 454, 455-1, 455-2, 456 ～ 462 林班	3,760.16
	民有林	512～529 林班	
白州4区	県有林	451, 452, 463～470 林班	2,732.92
	民有林		
武川1区 (武川・白州)	県有林	421～428, 431, 432 林班	2,358.01
	民有林	601～606 林班	
武川2区	県有林	429, 430, 433～437 林班	2,463.03
	民有林		

※ 民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

なお、森林経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

## (2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの

第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
 エ IIIの森林の保護に関する事項

**2 生活環境の整備に関する事項**

該当なし

**3 森林整備を通じた地域振興に関する事項**

該当なし

**4 森林の総合利用の推進に関する事項**

○森林の総合利用施設の整備計画

山梨県により、人と森林の関わり合いを実現する場所として整備されている「森林文化の森」においては、これまでも年間通して自然観察会や、間伐体験などの各種森林・林業体験イベントが開催されてきた。今後も区域内に含まれる自然豊かな森林において、県及び運営主体である連絡会議等と連携を図りつつ、本格的な「森林体験プログラム」の協力を行っていくものとする。

施設の 種類	現状 (参考)		将来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
釜無水源の森	白州町 上教来石	ヴィレッジ白州 (コテージ19棟、キャンプフロア10ヶ所、管理棟)	—	—	▽1
八ヶ岳の森	小淵沢町	権現小屋	—	—	▽2
みずがきの森	須玉町小尾	瑞牆山荘、みずがき山グリーンロッジ (ロッジ、キャンプサイト) 全国植樹祭跡地	—	—	▽1 32

**5 住民参加による森林の整備に関する事項**

本市では里山に近い7校 (小学校6校、中学校1校) において、緑の少年隊が結成されており地元地区の緑化に貢献している。

森林整備の基本方針に即した森林整備を推進するため、緑豊かな森林や清らかで豊富な水資源等の自然環境を適切に保全することを目的する企業等からの環境保全基金や、国県の補助事業である森林整備事業を積極的に活用するとともに、市単独事業である市里山整備事業等を組み合わせ、森林所有者の負担軽減を図り、間伐等の森林整備を着実に進めていくこととする。

今後は、森林整備を体験できる機会や木材利用を通じて、市民へ森林・林業への理解・関心を高めていくこととする。

**6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項**

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市森林経営管理事業を**実施**していく。

## 7 その他必要な事項

### (1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

#### 伐採方法、伐採の限度、更新方法

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

伐採方法、伐採の限度、更新方法

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

伐採方法、伐採の限度、更新方法

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

$V_o$

$V_o$  : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

$V_s$  : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日か

ら起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね1ha当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようなになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は北杜市森林整備計画で定める標準伐期齢による。

#### イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

#### ウ 自然公園内の施業方法

##### ① 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保護地区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第 一 種 特別地域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。

<p>第二種 特別地域</p>	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。 但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
<p>第三種 特別地域</p>	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

②県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
<p>伐採の方法</p>	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸 20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指</p>

	<p>定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

#### オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

#### カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に係る法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。</p> <p>また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20パーセント以下の間伐とする。

#### キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

① 景観保存地区

該当なし。

② 自然活用地区

該当なし。

③ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、市林務担当部局、中北林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合等の林業経営体との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備について

本市では、森林所有者や市民による森林整備のほかに、幅広い方々による森林づくりを進めるため、企業参加による市有林の整備を推進する。今後は、特に明野町小笠原地内のこの市有林と「電機山梨の森」「音事協の森」、「明野環境教育の森」の3つの森とを一体的に整備・保全を推進し、森林環境教育、保健休養の場としての価値を高め「北杜モデル林」として市民、企業との協働による森林整備を積極的に実施していくと共に、今後も広く市民に市有林を開放することにより、里山の重要性や地球温暖化防止等の普及啓発を行うこととする。